厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料２

令和８年度整備指針改定を踏まえた都道府県及び医療機関向け説明会

令和８年８月21日
健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

成人・小児・ゲノムの拠点病院等の整備指針見直しの今後のスケジュール

- 成人・小児・ゲノムの拠点病院の整備指針の改定について、新たな地域医療構想やがん対策推進基本計画の策定動向を踏まえ、当該計画の策定スケジュールに整合する形で見直しを行うことを検討してはどうか。また、がん対策推進基本計画策定後に実施される中間評価の結果を踏まえて整備指針の改定を行うため、当該指針の指定期間については、現行の期間を見直し、3年間とすることについても併せて検討してはどうか。

年度(令和)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
地域医療構想			新たな地域医療構想の検討(国)	ガイドラインの検討(国)	新たな地域医療構想の策定・取組 将来の方向性、将来の病床の必要量の推計 等	医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議、病床の機能分化・連携の協議 等								地域ごとの課題に対して一定の成果の確保	
医療計画	第7次		第8次医療計画						第9次医療計画						第10次
がん対策推進基本計画	3期	第4期がん対策推進基本計画							第5期がん対策推進基本計画					第6期	
都道府県がん対策推進基本計画	第3期	第4期がん対策推進基本計画							第5期がん対策推進基本計画						第6期
整備指針の見直し	・整備指針改定(成人・小児・ゲノム)※2	・指定の検討会(成人・小児・ゲノム)			※3 ・整備指針改定(成人・小児・ゲノム)	・指定の検討会(成人・小児・ゲノム)	※2	・整備指針改定(成人・小児・ゲノム)	・指定の検討会(成人・小児・ゲノム)		※3 ・整備指針改定(成人・小児・ゲノム)	・指定の検討会(成人・小児・ゲノム)	※2	・整備指針改定(成人・小児・ゲノム)	・指定の検討会(成人・小児・ゲノム)
		指定期間(4年)				指定期間(3年)			指定期間(3年)			指定期間(3年)			

整備指針の見直し

成人:4年→3年サイクル※1
小児:4年→3年サイクル※1
ゲノム:4年→3年サイクル※1

※1 がん対策推進基本計画の中間評価の結果をうけ、3年を目途に整備指針の改訂を行う。なお、年に1回、現況報告書による指定要件の充足状況確認を行う。
※2 次期がん対策推進基本計画の作成
※3 がん対策推進基本計画の中間評価

拠点病院の新規指定推薦・類型変更について　成人:毎年受け付けている　小児:検討会開催時に受け付けている　ゲノム:検討会開催時に受け付けている

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
2. 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
3. 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
2. 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
3. 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年度「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

1. 2040年を見据えたがん医療提供体制の構築に向けた指定要件の見直し

- 2040年に向けて、がん医療の需要の変化が見込まれる中、持続可能ながん医療提供体制を確保するため、診療実績の報告及び公表を要件とし、手術療法と放射線療法に関して都道府県がん診療連携協議会で集約化に向けた検討を促す。また、薬物療法については、がんゲノム医療の均てん化を推進するため、がん遺伝子パネル検査に基づくがんゲノム医療を提供できることを望ましい要件として加える。

2. 第4期がん対策推進基本計画の中間評価を踏まえた指定要件の見直し

- 令和8年7月10日に公表した第4期がん対策推進基本計画の中間評価報告書を踏まえ、がん対策推進協議会が関係学会・団体等と連携して更なる推進が必要な事項について、整備指針を見直す。具体的には、リンパ浮腫をはじめとした支持療法、アピアランスケアに関する支援体制、専門的人材の配置に関する要件を見直す。

がん診療連携拠点病院制度

令和8年4月現在

都道府県がん診療連携拠点病院	51か所
地域がん診療連携拠点病院	357か所(うち特例型11か所)
特定領域がん診療連携拠点病院※	1か所
地域がん診療病院	59か所
合計	468か所

特例型は、指定要件を満たしていない場合に1年の期間を定めて指定される。

- 全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指して、各都道府県において整備する。
- 都道府県知事が推薦する医療機関を指定の検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が拠点病院等として指定する。

国



国立がん研究センター

- 国立がん研究センターが事務局となり、都道府県がん診療連携拠点病院と連携し、情報収集、共有、評価、広報を行うための**都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(国協議会)**を開催する。

都道府県



都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県に原則として1か所整備。
- 都道府県におけるがん対策の中心的な役割を担う。
- 都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うための**都道府県がん診療連携協議会**を設置する。

がん医療圏



地域がん診療連携拠点病院

- がん医療圏に原則として1か所整備。
- 当該がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努める。
- 専門的ながん医療の提供と連携協力体制を整備し、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行う。

がん医療圏



地域がん診療病院

- がん診療連携拠点病院のないがん医療圏に1か所整備。
- 隣接するがん診療連携拠点病院とグループ指定を受け、連携して専門的な集学的治療を実施する。

※整備指針では、特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する特定領域がん診療連携拠点病院を整備できるものとしている。

がん診療連携拠点病院等の指定に関するスケジュール

（令和8年）　（令和9年）

8　9　10　11　12　1　2　3　4　（月）

厚生労働省

現況報告書発出

指定の検討会を開催

都道府県

厚労省に現況報告書を提出(10/30迄)

都道府県
がん診療連携拠点病院

申請書類作成

都道府県に提出

新規指定・更新

地域がん診療連携拠点病院

申請書類作成

都道府県に提出

新規指定・更新

地域がん診療病院

申請書類作成

都道府県に提出

新規指定・更新

申請書類

- 都道府県は、管内のがん診療連携拠点病院等について、令和8年8月末に厚生労働省より展開が予定されている様式に沿って、①「現況報告書一式」を提出すること。
- また、令和9年4月1日以降に拠点病院等としての新規指定、指定更新及び指定類型変更を推薦する全ての病院に関して、②「推薦意見書」を任意の形式で提出すること。
- 詳細については、8月末に発出を予定している課長通知を参照すること。

① 現況報告書一式

・様式1　がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦書、指定更新推薦書及び指定類型変更推薦書について
・様式2　がん医療圏の概要
・様式3･4　がん診療連携拠点病院等現況報告書
・様式5　がん診療連携拠点病院等の指定要件充足状況について

② 推薦意見書

・任意形式

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
2. 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
3. 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

1. 2040年を見据えた小児がん医療提供体制構築に向けた類型の見直し

- 小児がん罹患者数の減少が見込まれる中、質の高い小児がん医療提供体制を維持するため、高難度医療、希少がん診療、国際共同治験等について一定の症例集積を図る観点から、小児がん拠点病院の指定数を15か所程度から10か所程度へ集約化
- 各都道府県において、小児がん患者が適切に診断され、必要な医療へ円滑にアクセスできる体制を確保するとともに、治療後の長期フォローアップや地域での支援を切れ目なく受けられるようにする観点から、「都道府県小児がん拠点病院」の類型を新設
- 各都道府県において診療所も含めて長期フォローアップを実施できる体制を構築するために、小児がん連携病院を小児がん連携医療機関へと見直し

2. ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて

- 国立がん研究センター及び国立成育医療研究センターを、国際共同治験や医療技術開発に取り組む中央機関として指定
- 小児がん拠点病院における未承認薬・適応外使用薬へのアクセス改善

3. 全国小児がん拠点病院等連絡協議会の役割強化及び都道府県小児がん診療連携協議会の新設

- 従来の地域ブロック協議会が担っていた役割を全国小児がん拠点病院等連絡協議会へ移行し、日本全体の小児がん医療提供体制に係る課題について協議するとともに、必要に応じて都道府県を越えた広域的な課題についても協議
- 都道府県小児がん診療連携協議会において、都道府県内の小児がん医療提供体制に係る諸課題について協議

令和８年度「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

- 少子化が進行し、小児がん患者が減少する中、小児がん拠点病院を集約化することで今後も質の高いがん医療提供体制を確保する。各都道府県において、患者が適切な医療にアクセスできるよう都道府県小児がん拠点病院を新設するとともに、治療後に安心して暮らせるよう長期フォローアップの体制を整備する。

現行

小児がん拠点病院連絡協議会

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター　連携　国立がん研究センター




日本における小児がん医療・支援の牽引

地域ブロック協議会



小児がん拠点病院　国が15か所程度指定

難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療を提供

小児がん連携病院　小児がん拠点病院が指定する

類型1	1-A	標準的治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療を年間新規症例数が20例以上実施している
	1-B	標準的治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療を一定数実施している
類型2		集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療を行う
類型3		長期フォローアップを担う

改定後

全国小児がん拠点病院連絡協議会

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター　連携　国立がん研究センター




中央診断体制の充実、国際共同治験の推進及び医療技術開発等を通じた日本における小児がん医療・支援の牽引

小児がん拠点病院　国が10か所程度指定する。

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消や難治・再発例を含む小児がんに対する集学的治療を提供

都道府県小児がん診療連携協議会



都道府県小児がん拠点病院　都道府県が推薦し国が指定する。

小児がん拠点病院と連携し標準的治療を提供

小児がん連携医療機関　小児がん拠点病院及び都道府県小児がん拠点病院が指定する。診療所も指定されることが可能。

1～3の1つ以上を満たす医療機関

1	標準的治療が確立しているがん種について、都道府県小児がん拠点病院と同等程度の医療を一定数実施している
2	集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療を行う
3	長期フォローアップ・在宅医療を担う

「小児がん拠点病院等」は、小児がん拠点病院、都道府県小児がん拠点病院、小児がん連携医療機関を指す。

今後の小児がん拠点病院等の指定に関するスケジュール

（令和8年）　（令和9年）

8　9　10　11　12　1　2　3　4　（月）

厚生労働省

現況報告書発出

指定の検討会を開催し小児がん拠点病院及び都道府県小児がん拠点病院を決定

都道府県

厚労省に都道府県小児がん拠点病院を推薦（10/30迄）

小児がん拠点病院

申請書類作成

厚労省に提出（10/30迄）

小児がん連携医療機関の申請書類を提出

新規指定

都道府県小児がん拠点病院

申請書類作成

都道府県に提出

小児がん連携医療機関の申請書類を提出

新規指定

小児がん連携医療機関

申請書類作成

小児がん拠点病院又は都道府県小児がん拠点病院と連携体制を調整し連携先に申請書類を提出

新規指定

申請書類（小児がん拠点病院）

- 小児がん拠点病院としての指定を希望する病院は、令和8年8月末に厚生労働省より展開が予定されている様式に沿って、「現況報告書一式」を提出すること。
- 詳細については、8月末に発出を予定している課長通知を参照すること。

現況報告書一式

・様式1　小児がん拠点病院の指定申請書及び現況報告書について
・様式2･3　小児がん拠点病院現況報告書

申請書類（都道府県小児がん拠点病院）

- 都道府県は、令和8年8月末に厚生労働省より展開が予定されている様式に沿って、①「現況報告書一式」を提出すること。
- また、②「推薦意見書」を任意の形式で提出すること。
- 詳細については、8月末に発出を予定している課長通知を参照すること。

① 現況報告書一式

・様式1　　都道府県小児がん拠点病院の指定推薦書及び現況報告書について
・様式2・3　都道府県小児がん拠点病院現況報告書

② 推薦意見書

・任意形式

申請書類（小児がん連携医療機関）

前述のとおり、小児がん連携医療機関についての申請方法等については、「小児がん拠点病院等の指定に関する検討会」開催後に、別途連絡させていただきます。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
2. 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について
3. 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」改定及び今後のスケジュール等について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

1. 2040年を見据えたがん医療提供体制の構築および第4期がん対策推進基本計画の中間評価を踏まえた指定要件の見直しについて

- がんゲノム医療については、平成29年に「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」（平成29年12月25日付け健発1225第3号厚生労働省健康局長通知別添）を策定し、がんゲノム医療中核拠点病院等を整備してきたところであり、令和8年7月時点で、13施設のがんゲノム医療中核拠点病院、32施設のがんゲノム医療拠点病院、258施設のがんゲノム医療連携病院が整備され、この303か所の医療機関において、がん遺伝子パネル検査に基づくがんゲノム医療を実施してきた。

- この間、遺伝子変異に基づく治療薬の開発が進み、標準治療の中にそれらの治療薬が組み込まれてきたことを踏まえ、がんゲノム医療を提供できる医療機関をさらに拡充する必要がある。現在、がんゲノム医療中核拠点病院とがんゲノム医療拠点病院は28都道府県の設置に留まっているが、国は、各都道府県にがんゲノム医療拠点病院を設置できるよう、都道府県の推薦に基づきがんゲノム医療拠点病院を指定することとし、当該病院は、都道府県におけるがんゲノム医療提供体制の確保及び地域課題の解決に取り組むこととする。また、がんゲノム医療のニーズにあわせて、造血幹細胞移植等を実施している病院においてもがんゲノム医療が実施できるよう、がんゲノム医療連携病院の要件を見直す。

- さらに、2040年を見据えて、薬物療法及びがんゲノム医療のニーズがますます高まっていく中で、がんゲノム医療を提供する病院において、可能な限りエキスパートパネルを実施できるように、がんゲノム医療中核拠点病院が中心となって、エキスパートパネルを主導できる人材の育成に取り組む。

2. ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて

- ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を図るため、国は、国際共同治験を含む研究開発の推進に必要な要件を満たす病院を、がんゲノム医療中核拠点病院として指定する。がんゲノム医療中核拠点病院は、全国のがんゲノム医療の質向上に向けた人材育成及び研究開発を担い、我が国のがんゲノム医療を牽引する。

令和８年度「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」の改定概要

- がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいてもがんゲノム医療を受けられるように、がんゲノム医療に関する拠点病院制度を見直すこととし、各都道府県にがんゲノム医療の推進を担うがんゲノム医療拠点病院（都道府県拠点）を都道府県の推薦に基づき指定し、ゲノム医療を提供できる病院の拡充に取り組む。
- ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を図るため、国は、国際共同治験を含む研究開発の推進に必要な要件を満たす病院を、がんゲノム医療中核拠点病院として指定し、国際共同治験への参画を促し、FIH試験等の医療技術の開発を推進する。

現行

がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議

がんゲノム情報管理センター（C-CAT）と協働で設置

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療を牽引

- 国が10か所程度指定
- 自施設及びがんゲノム医療連携病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療拠点病院

がんゲノム医療を提供する機能を有する医療機関

- 国が30か所程度指定
- 自施設及びがんゲノム医療連携病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院

- 自施設の症例に限ってエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療連携病院

がん遺伝子パネル検査の出検とその結果に応じた医療を行う医療機関

- がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が指定
- がん診療連携拠点病院等もしくは小児がん拠点病院、又は小児がん連携病院の類型1－Aから指定
- 連携する中核拠点病院又は拠点病院にエキスパートパネルを依頼

改定後

がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議

がんゲノム情報管理センター（C-CAT）と協働で設置

がんゲノム医療中核拠点病院

がんゲノム医療を牽引するとともに、ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて国際共同治験への参画やFIH試験等の医療技術の開発を推進

- 国が10か所程度指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

都道府県がんゲノム医療連携協議会

がんゲノム医療拠点病院（都道府県拠点）

都道府県とともに都道府県がんゲノム医療連携協議会の運営を担い、ゲノム医療を提供できる病院の拡充に取組む。

- 各都道府県の推薦をもとに原則1か所国が指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

エキスパートパネル実施可能がんゲノム医療連携病院

- 自施設の症例に限らずエキスパートパネル連携グループ内の病院から依頼されたエキスパートパネルの実施が可能

がんゲノム医療連携病院

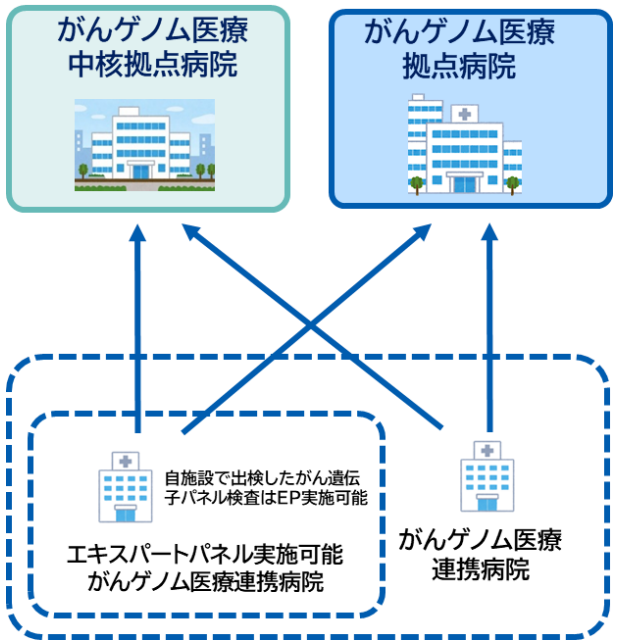
がん遺伝子パネル検査の出検とその結果に応じた医療を行う医療機関

- がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が指定
- がん診療連携拠点病院等に限らず、ゲノム医療を提供可能な一定の要件を満たす病院から指定
- エキスパートパネル連携グループ内の病院にエキスパートパネルを依頼

令和８年度のがんゲノム医療中核拠点病院等の整備指針改定におけるエキスパートパネルの取扱いについて

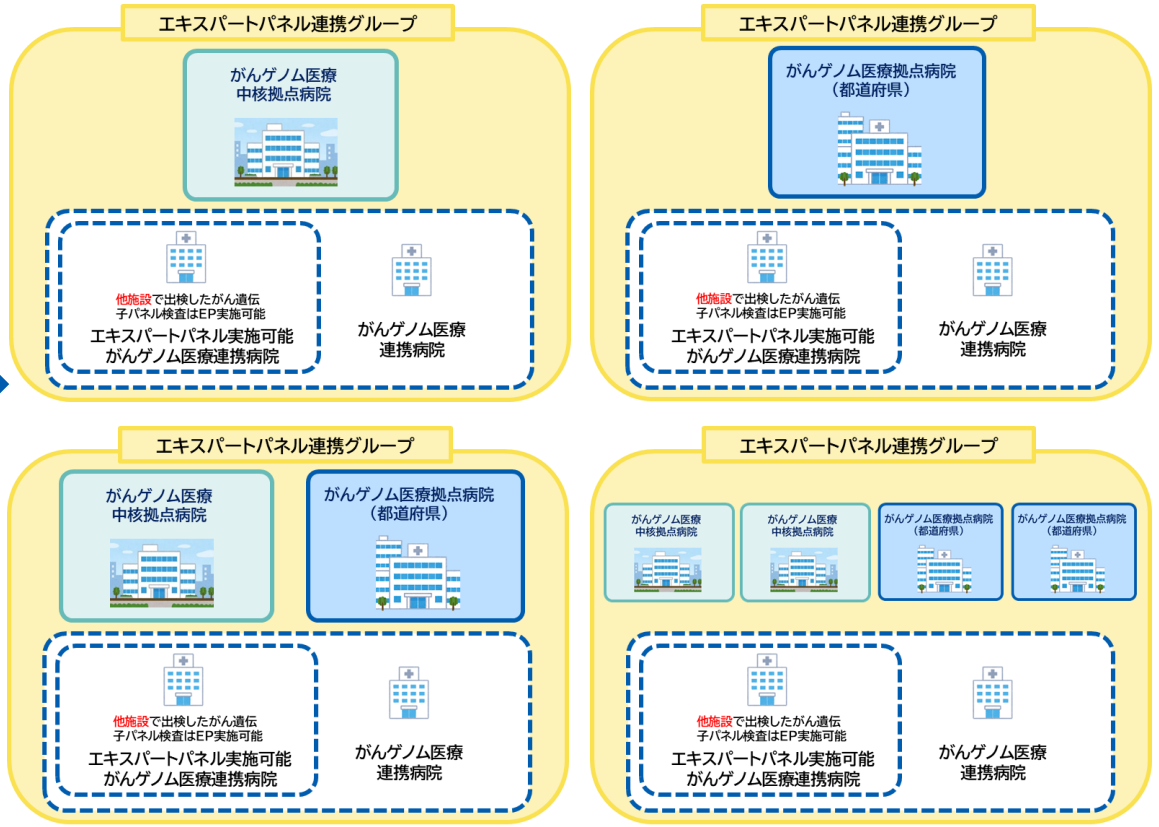
- がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院のいずれか又はその双方は、連携するがんゲノム医療連携病院とグループ（以下「エキスパートパネル連携グループ」という。）を構成する。エキスパートパネル連携グループを構成する病院は、エキスパートパネル連携グループ内において、エキスパートパネルの実施を調整することができるものとする。なお、1つのエキスパートパネル連携グループは、1つのがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院が所属することを原則とするが、必要に応じて、複数のがんゲノム医療中核拠点病院及び複数のがんゲノム医療拠点病院が、それぞれと連携するがんゲノム医療連携病院とともに、1つのエキスパートパネル連携グループを構成することも可とする。

現行



変更後

エキスパートパネル連携グループにおいてはエキスパートパネルの実施を病院間で調整し、実施することが可能。



※矢印はエキスパートパネルの依頼可能先を示す

今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関するスケジュール

（令和8年）　（令和9年）

8　9　10　11　12　1　2　3　4

厚生労働省

現況報告書発出（8月中）

指定の検討会を開催し、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院を決定

都道府県

厚労省にがんゲノム医療拠点病院を推薦（10/30迄）

がんゲノム医療中核拠点病院

申請書類作成 → 厚労省に提出（10/30迄）

がんゲノム医療連携病院の書類等とEPグループに関する書類を提出 → 新規指定

がんゲノム医療拠点病院

申請書類作成 → 都道府県に提出

がんゲノム医療連携病院の書類等とEPグループに関する書類を提出 → 新規指定

がんゲノム医療連携病院（EP実施可能も含む）

申請書類作成 → 現在の連携先に提出

連携体制を調整し必要書類等をがんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院に提出 → 新規指定

随時がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が新規に指定可能

申請書類（がんゲノム医療中核拠点病院）

- がんゲノム医療中核拠点病院としての指定を希望する病院は、令和8年8月末に厚生労働省より展開が予定されている様式に沿って、「現況報告書一式」を提出すること。
- 詳細については、8月末に発出を予定している課長通知を参照すること。

現況報告書一式

・様式1　　がんゲノム医療中核拠点病院の指定申請書及び現況報告書について
・様式2・3　がんゲノム医療中核拠点病院現況報告書

申請書類（がんゲノム医療拠点病院）

- 都道府県は、令和8年8月末に厚生労働省より展開が予定されている様式に沿って、①「現況報告書一式」を提出すること。
- また、②「推薦意見書」を任意の形式で提出すること。
- 詳細については、8月末に発出を予定している課長通知を参照すること。

① 現況報告書一式

・様式1　　がんゲノム医療拠点病院の指定推薦書及び現況報告書について
・様式2・3　がんゲノム医療拠点病院現況報告書

② 推薦意見書

・任意形式

申請書類（がんゲノム医療連携病院及びエキスパートパネル実施可能連携がんゲノム医療連携病院）

- 現在、がんゲノム医療連携病院及びエキスパートパネル実施可能連携がんゲノム医療連携病院と指定されている医療機関は、令和8年8月末に厚生労働省より展開が予定されている様式に沿って、①「現況報告書一式」を連携先の医療機関に提出すること。
- 連携先のがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院は提出された書類を10月30日までに厚生労働省に提出すること。
- 詳細については、8月末に発出を予定している課長通知を参照すること。

現況報告書一式

・様式2・3　がんゲノム医療連携病院現況報告書またはエキスパートパネル実施可能連携がんゲノム医療連携病院現況報告書

最後に（ご質問等の受付について）

・整備指針の内容や申請の方法等について、ご質問等がございましたら、**8月25日(火)17:00までに、**
別添のエクセルに記載の上、以下のメールアドレス宛てにご連絡をお願いいたします。
その際、メールの件名は、「 【〇〇（都・道・府・県）】新整備指針に関する照会」としてください。

厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課（がん拠点担当）
gankyotenbyoin@mhlw.go.jp

・いただいたご質問のうち、代表的なものについて、Q&Aとして取りまとめ、現況報告書のフォーマットとあわせて発出する予定です。